

第15回総会議事録

(令和3年9月24日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第15回総会議事録

- 1 日時及び場所
令和3年9月24日（金） 午後2時00分開会 午後3時50分閉会
戸塚区役所 8階大会議室A・B
- 2 出席及び欠席委員の氏名
委員総数 25名 出席委員 24名
（農業委員14名、農地利用最適化推進委員10名）
別添出欠状況表のとおり
- 3 議案の題目
別添「議決事件及び審議結果」のとおり
- 4 動議及びその提出者の氏名
なし
- 5 議事の要領
開会 午後2時00分

※農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。

※事務局より出席委員数報告

○議長 第15回の総会にお集まりいただきありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は24名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第15回総会を開会いたします。議事録署名人は、臼居喜代志委員と森雅則委員にお願いします。

○議長 それでは議題に入らせていただきます。第1号議案『農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第1号議案第10号を朗読>

○横山委員 和泉町について、飯田北いちよう小学校から北東に約350mの農振白地2筆です。法人の解散に伴い、構成員に所有権を移転するものです。譲受人の肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○遠藤推進委員 上飯田町について、飯田北いちよう小学校から東に約400mの農用地1筆です。肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第10号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

（総員挙手）

- 議長 総員挙手と認め、第1号議案第10号については、許可と決定します。
- 議長 次に第2号議案『農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について』を審議します。第2号議案第7号は、第3号議案『農地法の適用を受けない土地に係る運営方針に基づく非農地証明について』の第27号と関連があるため、第3号議案を先に審議することとします。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第3号議案第27号を朗読>
- 北村委員 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
- 小宮推進委員 田谷交差点から北西に約450mの農振白地1筆です。少なくとも平成11年から月極駐車場として整備されており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第3号議案第27号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第3号議案第27号については、承認と決定します。
- 議長 次に第2号議案第7号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第2号議案第7号を朗読。>立地基準については第2種に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、融資借入申込書及び預金通帳の写しにて資力があることを確認しています。他法令については、令和3年8月31日建築許可申請受付済となっています。
- 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
- 小宮推進委員 田谷交差点から北西に500mの農振白地1筆です。譲受人が申請地を使用貸借し、自己住宅を建築するものです。申請地の東側及び南側は畑、北側は畑および宅地、西側は道路です。周囲は道路側を除きコンクリートブロック2段を設置します。場内は駐車場部分にはコンクリート打設、その他の部分は土敷きとします。雨水は雨水枡を設置し、自然浸透とします。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。
- 安西健一委員 分家資格を有しているのはどちらなのか確認したい。
- ◆事務局 譲渡人の娘が有しています。
- 議長 他にご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第2号議案第7号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第2号議案第7号については、許可相当と決定します。
- 次に第2号議案第8号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第2号議案第8号を朗読。>立地基準については第2種に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、預金通帳の写しにて資力があることを確認しています。他法令については、令和3年7月15日雨水浸透阻害行為許可通知受理済となっています。
- 野渡委員 議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。

- 遠藤推進委員 日向山団地中央交差点から北西に約450mの農振白地3筆です。譲受人が駐車場及び資材置場として整備するものです。申請地の東側は譲受人側の事業所用地、西側及び南側は畑、北側は道路です。周囲の東側は既存フェンスがあり、西側は既設土留及び地先境界ブロックを新設し、南側は既設土留及びコンクリートブロック4段を設置します。北側は法面でモルタル吹付です。場内は、入口スロープ部分がアスファルト舗装、駐車場及び資材置場部分は碎石舗装とします。雨水はU字溝と雨水枡を設置し、自然浸透とします。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。
- 安西健一委員 地図上では申請地に建物が入り込んでいるように見受けられるがどうなのか。
- ◆事務局 倉庫が入っている筆がありますが、今回の申請にあたり取り壊します。
- 議長 他にご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第2号議案第8号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第2号議案第8号については、許可相当と決定します。
- 議長 次に第2号議案第9号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第2号議案第9号を朗読。>立地基準については第2種に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、預金通帳の写しにて資力があることを確認しています。他法令については、申請地南側の水路を跨ぐ橋梁の占用について土木事務所と協議済みです。
- 矢島委員 県立金井高校から北へ約50mの調整白地1筆。譲受人が車両検査、点検のための駐車場として整備するものです。申請地の東側は畑、西側は資材置場、南側及び北側は道路です。周囲は西側はコンクリートブロック1段を新設し、東側はコンクリートブロック及び金網フェンスを新設します。北側の傾斜部はコンクリートブロック3段積を新設、南側は既存の設備を利用します。場内は碎石転圧をし、雨水は既存のU字溝を利用し、新設の升により自然浸透にて処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第2号議案第9号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第2号議案第9号については、許可相当と決定します。
- 議長 次に第3号議案『農地法の適用を受けない土地に係る運営方針に基づく非農地証明について』の第22号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第3号議案第22号を朗読。>
- 福本委員 議案の詳細については間邊推進委員から説明します。
- 間邊推進委員 横浜横須賀道路港南台インターチェンジ入口から南東へ約210mの調整白地2筆です。道路、水路、宅地には含まれた法地となっており、耕作に適さない土地です。農地性はありません。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第22号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第22号については、承認と決定します。

○議長 次に第3号議案第23号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第23号を朗読。>

○臼居委員 深田橋交差点から西に約210mの調整白地1筆です。昭和30年頃から墓参や檀家のための駐車場として整備し、境内地として利用していました。昭和40年～50年頃から土地の一部に上野庭町内会館及び消防器具置場が設置され、建替えなどを経て現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第23号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第23号については、承認と決定します。

○議長 次に第3号議案第24号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第24号を朗読。>

○臼居委員 深田橋交差点から西に約200mの調整白地1筆です。昭和39年及び平成元年に農地法第4条の許可を受け墓地として整備し現在に至ります。転用面積が筆の面積と一致せず、転用範囲が明確でなかったため、境界の確認を行い筆の全てが墓地になっていることが判明しました。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第24号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第24号については、承認と決定します。

○議長 次に第3号議案第25号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第25号を朗読。>

○田中委員 舞岡中学校から南へ約10mの調整白地2筆です。昭和51年まで工場敷地として利用しており、建物解体後は、放置された土地となっていたが、売却を予定するにあたり地目が畑であることが判明しました。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○安西健一委員 一部は畑としていたようだが。

◆事務局 一時的に家庭菜園として利用していた区域はあるが、一体利用していた区画であるうえ、地目は宅地の区域です。

○議長 他にご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第25号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第25号については、承認と決定します。

○議長 次に第3号議案第26号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第26号を朗読。>

○森委員 横浜泉郵便局から北東に約100mの農振白地1筆です。昭和40年頃から住宅敷地の一部として利用しており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第26号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第26号については、承認と決定します。

○議長 次に第3号議案第28号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第28号を朗読。>

○野渡委員 下飯田交差点から西へ約100mの調整白地1筆です。昭和40年頃から住宅敷地の一部として利用しており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○安西健一委員 アパートを10年くらい前に建てた際ではなく、何故今非農地証明を申請してきたのか。

◆事務局 経過までは把握しておりません。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第28号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第28号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案『相続税の納税猶予に関する適格者証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第6号を朗読>

○北村委員 俣野小学校の西側の農振白地11筆1団地ほか合計14筆4団地です。イチゴのハウス栽培及びナスなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第6号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第6号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案第7号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第7号を朗読>

○高橋孝至委員 平戸台小学校から南西に約250mの生産緑地1筆です。サトイモなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第7号については、承認と決定します。

○議長 次に第5号議案『相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第5号議案第45号を朗読>

○横山委員 泉警察署から南西へ約250mの農用地5筆ほか合計8筆2団地です。観葉植物を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第45号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第45号については、承認と決定します。

◆事務局<第5号議案第46号を朗読>中和田南小学校から西へ約400mにある調整白地2筆ほか合計9筆5団地です。

○安西健一委員 和泉町の肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○野渡委員 下飯田町の肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○北村委員 深谷町の詳細については小宮推進委員から説明します。

○小宮推進委員 深谷町の肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第46号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第46号については、承認と決定します。

◆事務局<第5号議案第47号を朗読>

○野渡委員 相模鉄道いずみ野線ゆめが丘駅から北西へ約800mにある農用地3筆ほか合計6筆3団地です。露地野菜及び水稻及び果樹を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第47号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第47号については、承認と決定します。

◆事務局<第5号議案第48号を朗読。>

○北村委員 明治学院戸塚グラウンド西側の農振白地4筆1団地です。トウモロコシやハウレン草などを栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第48号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第48号については、承認と決定します。

○議長 第49号と第50号は関連がありますので一括審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第5号議案第49号及び第50号を朗読>第49号と第50号を夫婦で共有名義となっております。

○矢島委員 飯島中学校から南東は約320mの自宅前の生産緑地1団地5筆です。サトイモ、ハクサイ、タマネギ等の露地野菜を中心に栽培しており、肥培管理概ね良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第49号及び第50号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第49号及び第50号については、承認と決定します。

◆事務局<第5号議案第51号を朗読。>

○矢島委員 倉田小学校から西へ約200mにある生産緑地1団地3筆です。キンカン、カキ、キウイ等の果樹やネギ等を栽培しており、肥培管理概ね良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第51号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第51号については、承認と決定します。

○議長 第5号議案第52号については森委員に関連する案件です。森委員の退室をお願いします。

<森委員 退室>

○議長 事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第5号議案第52号を朗読。>

○横山委員 中田南三丁目については果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。ご審

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第52号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第52号については、承認と決定します。

○議長 森委員の入室をお願いします。

<森委員 入室>

○議長 次に第6号議案『造成工事の承認について』を審議します。

◆事務局<第6号議案第7号を朗読。>

○高橋功委員 上瀬谷小学校東側交差点から東に約500mの農用地1筆です。田畑転換のため最大2mの土の盛土を行います。工期は令和3年9月26日から令和4年1月20日の予定です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第7号については、承認と決定します。

○次に第7号議案『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第7号議案第6号を朗読>

○臼居委員 主たる従事者の故障です。横浜芹が谷郵便局から南東に約120mの生産緑地1筆です。主たる従事者は、共有者とともに農業に従事し、露地野菜の店頭販売をしていましたが、平成30年に共有者が病気により耕作ができなくなりました。その後、主たる従事者が耕作を続けていましたが、令和2年に手術を受け、農作業が出来ないとの診断を受け、申請に至りました。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第7号議案第6号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第7号議案第6号については、承認と決定します。

○議長 次に第8号議案『買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について』を審議します。栄46、戸塚72及び戸塚74を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<栄46、戸塚72及び戸塚74を朗読>買い取り希望者がいましたら、令和3年10月5日(火)までに事務局までご連絡をお願いします。買い取り希望者がいない場合には、「希望者なし」として市長あてに回答したいと思います。ご審議をお願いします。

○議長 それでは審議に入ります。ご意見等ありましたらお願いします。

○議長 ご意見等ありませんか。なければ採決を行います。

○議長 第8号議案栄46、戸塚72及び戸塚74について買い取り希望者がいましたら、10月5日(火)までに事務局に連絡することとし、希望者がいない場合には「希望者なし」として市長あてに回答することを承認することに異議なしとする方は挙手を願います。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第8号議案栄46、戸塚72及び戸塚74については承認とします。

○議長 次に第9号議案『特例農地の貸付の承認について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第9号議案第6号を朗読>

◆事務局 小山台小学校から北に約150mの農用地1筆です。1区画36㎡から290㎡を合計27区画作るもの。管理は開設者本人が行います。ご審議をお願いします。

○安西健一委員 利用者の駐車場はどうなっているのか。

◆事務局 詳細については南部農政事務所からご説明します。

◆南部農政事務所 現時点では農用地区域内であるため、駐車場整備の予定はありません。また貸付規定にも路上駐車はしないようにしております。

○議長 他にご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第9号議案第6号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第9号議案第6号については、承認と決定します。

議長 次に議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。

◆事務局 報告事項第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について

◆事務局 報告事項第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について

◆事務局 報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

◆事務局 報告事項第4号 農業経営改善計画の認定について

◆事務局 報告事項第5号 令和3年度 生産緑地地区指定の都市計画変更案について

○議長 報告事項について、ご意見等がありましたらお願いします。

○議長 ご意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。

その他情報提供・事務連絡を行う。

○議長 以上で、すべての事項を確認しました。全体をとおして、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

○議長 ご意見がないようでしたら、これをもちまして第15回総会を閉会といたします。

閉会 午後3時50分

6 会議に出席した関係者の氏名
別添出欠状況表のとおり

7 その他議長において必要と認める事項
なし

議決事件及び審議結果

議案事件		審議結果	摘要
第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請 に対する処分について	10号	許可	
第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請 に対する意見決定について	7号 8号 9号	許可相当 許可相当 許可相当	
第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用 指針に基づく非農地証明について	22号 23号 24号 25号 26号 27号 28号	承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認	
第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明 について	6号 7号	承認 承認	
第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業 経営を行っている旨の証明について	45号 46号 47号 48号 49号 50号 51号 52号	承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認	
第6号議案 農地造成工事の承認について	7号	承認	
第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者に ついての証明について	6号	承認	
第8号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地 地区のあっせんの協力について	栄46 戸塚72 戸塚74	承認 承認 承認	
第9号議案 特定農地貸付けの承認について	6号	承認	

令和3年9月24日開催 第15回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 裕	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	出席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	
4	鈴木 宏		出席	
5	臼井 喜代志		出席	議事録署名人
6	森 雅 則		出席	議事録署名人
7	安西 八 幸		出席	
8	高橋 孝 至		出席	
9	横山 重 雄		出席	
10	福本 清		出席	
11	野渡 リツ子	連合会理事	出席	
12	奥村 玄		出席	
13	青木 司 光	連合会理事	出席	
14	安西 健 一	連合会理事	出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克 己		出席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		出席	
4	安西 勤		欠席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名

南西部農業委員会事務局 綿貫所長、本橋係長、福士技術職員、栗林事務職員、鈴木事務職員

南部農政事務所 澤事務職員